

仙台市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員に関する条例（昭和二十八年仙台市条例第十号）の一部を次のように改正する。
別表職務報酬部長の項中「三七、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和八年度以後の年度分の職務報酬について適用し、令和七年度分までの職務報酬については、なお従前の例による。